

工事成績評定基準及び評定結果の通知・公表について

西宮市では、公共工事の適正な施工を確保し、工事の品質向上を図るため、厳正かつ的確な評定を実施するとともに、受注者の適正な選定及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、次のとおり工事成績の評定基準を定めています。

1. 西宮市における工事成績評定の基本方針

□基本方針

① 他の行政機関の評定基準との標準化

入札契約適正化指針(※)に基づき、他の行政機関(発注者)の基準との標準化を図り、客観的で評定者によるバラツキが少ない評定が実施できるものとしています。

※公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月閣議決定)

② 法令等の遵守を重視

現場における適正な施工体制の確保等が図られるよう、法令等の遵守事項を重視しています。

2. 標準型工事成績評定基準

□評定の方法

《考査項目別運用表》

国土交通省の地方自治体向け「標準型考査項目別運用表」と官庁営繕部の「考査項目別運用表」をもとに、兵庫県や神戸市など、他都市の考査項目との標準化を図っています。
※総合評価一般競争入札の拡充に伴う技術提案等の履行状況確認項目と、当該工事の契約又は施工にあたって指名停止等の措置を受けた場合の減点項目を追加しています。

《配点バランス等》

考査項目同様、他の行政機関の配点バランスとの標準化を図っています。
なお、工事の適正な施工を確保するため、「施工体制」及び「施工状況」評価における法令等の遵守事項に関しては、本市独自の減点方式を採用しています。
※遵守事項の履行が確認できない場合は、ダイレクトに減点の対象となります。

□適用範囲

《標準型評定基準》

契約金額 1,000 万円以上の工事に適用
(単価契約を除く)

⇒ 契約管理課(技術管理担当)による検査

3. 小規模型工事成績評定基準

□評定の方法

《考査項目別運用表》

国土交通省の地方自治体向け「小規模型考査項目別運用表」と本市の標準型工事成績評定基準「考査項目別運用表」をもとに、小規模工事の特性や法的要求事項等に合わせた考査項目としています。

《配点バランス等》

標準型工事成績評定基準との配点に準拠しつつ、小規模工事では加点しづらい「工事特性」の配点を下げ、施工状況の配点を増やしています

□適用範囲

《小規模型評定基準》

契約金額 130 万円以上 1,000 万円未満の工事に適用
(単価契約を除く)

⇒ 工事担当課による検査

タイプ別評価基準の適用範囲と工事検査実施区分

評価基準のタイプ	適用範囲（契約金額）	検査実施区分
標準型	1,000万円以上	契約管理課（技術管理担当）
小規模型	130万円以上 1,000万円未満	工事担当課

4. 評価結果の通知・公表

□ 評価結果の通知

契約金額 1,000 万円以上等の工事（標準型評価基準適用）については、完成検査後、契約管理課（技術管理担当）より受注者に評価結果を書面で通知（電子メール送付）します。

契約金額 130 万円以上 1,000 万円未満の工事（小規模型評価基準適用）については、完成検査後、工事担当課より受注者に評価結果を書面で通知（電子メール送付）します。

□ 評価結果の公表

受注者に通知した評価結果は、次のとおり契約管理課（技術管理担当）の窓口及び市のホームページ上で公表します。

請負工事成績評定点一覧表（公表例）

工事名	工事場所	受注者	請負金額	工期	完成検査日	評定点
〇〇〇工事	〇〇〇町	〇〇〇株式会社	38,745 千円	H31.04.00~R0202.00	R02.02.00	75 点
△△△工事	△△△町	△△△株式会社	15,435 千円	R01.05.△△~R0203.△△	R02.03.△△	70 点